

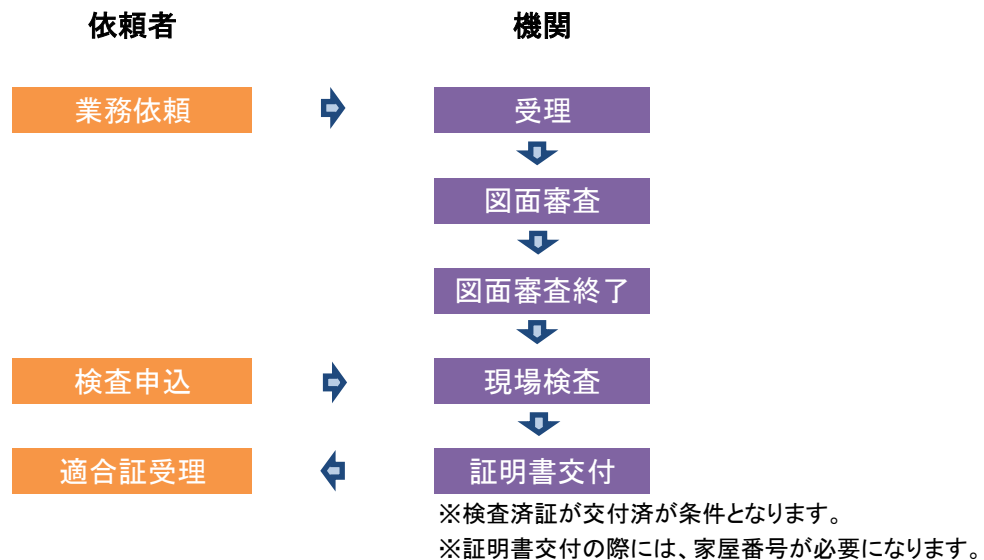
住宅性能証明

「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」により、父母や祖父母などの直系尊属から自己の居住の用に供する住宅の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭(以下「住宅取得等資金」といいます)を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税が非課税となりますが、この非課税限度額には、断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4、耐震等級2、免震建築物、高齢者等配慮対策等級3、いずれかの条件を満たす住宅については、一定額が加算されます。

住宅性能証明業務とは、この5つの性能の何れかを満たしているかどうかを審査、検査するものです。

審査対象建築物 全ての住宅(新築のみ)

業務の流れ



申請書類等

申請図書部数 正・副

申請図書リスト

- ・申請書
- ・委任状(代理申請の場合)
- ・設計内容説明書
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書(仕上表を含む)
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・立面図
- ・断面図
- ・矩計図
- ・基礎伏図(構造基準適用の場合、断熱基準適用で基礎断熱工法の建築物の場合)
- ・各階床伏図(構造基準適用の場合)
- ・小屋伏図(構造基準適用の場合)
- ・各部詳細図
- ・各種計算書(構造基準適用の場合の構造計算書、断熱基準適用の場合の外皮計算書等)
- ・機器表、資料、カタログ等(機器の性能が確認できるもの)